

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

勝浦市長 照川 由美子

市町村名 (市町村コード)	勝浦市 (122181)
地域名 (地域内農業集落名)	名木木戸 (名木・上植野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年8月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区では、農地中間管理機構関連農地整備事業(工期:平成30年度～令和11年度(予定))による基盤整備を実施中である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

基盤整備事業実施を契機として、地域の担い手に集積・集約化を図り、水田の適正な保全を図る。また、露地野菜等転作作物の栽培は農業生産法人が行うとともに、地域共同による営農組合組織がサポートし、農地の集積と低コスト化による生産性の向上を図る。

今後定年を迎える兼業農家が地域の担い手となり経営規模の拡大へとシフトしていけるよう積極的に働きかける。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	25.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

当地区で実施している基盤整備事業の実施要件である農地中間管理機構を活用して、認定農業者や農業生産法人を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を行う。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構への貸付けが行われており、基盤整備事業完了時に、認定農業者や農業生産法人等に農地集積を行う。

(3)基盤整備事業への取組方針
当地区では、農地中間管理機構関連農地整備事業(工期:平成30年度～令和11年度(予定))による基盤整備を実施中である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を確保・育成する体制を整備する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現時点では活用予定がないが、今後活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

○ ①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④輸出	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①基盤整備事業完了後、事業実施区域内に物理柵を設置し有害鳥獣被害を防止する。